

午前十時 八分 開会

○議長（首藤 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第六号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び関係特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告を願います。

厚生委員会委員長。

（厚生委員会副委員長・平野文活君登壇）

○厚生委員会副委員長（平野文活君） 委員長にかわりまして、副委員長の私より御報告いたします。

厚生委員会は、去る九月十一日の本会議において付託を受けました議第六十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分外五件につきまして、九月十八日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

最初に、議第六十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分についてであります。

まず、社会福祉課関係部分について、国民生活基礎調査に要する経費は、国の統計調査のため厚生労働省から県が委任を受け、これをもとに県と別府市の委託契約により、国が無作為抽出した別府市内二十三世帯の所得、年金、医療等の基礎調査を行うための必要経費を計上している。また、生活保護適正化実施推進に要する経費の追加額については、昨年より作業を進めていた被保護者のデータベース化がほぼ完了し、それにより長期入院患者、頻回受診者をピックアップすることが可能になったため、医療扶助適正化事業を実施するため、専門職の保健師を採用し、ケースワーカーと同行指導することによって事業の効率化を図ることなどの経費であり、国庫補助を受けて、生活保護運営全般の適正化をより一層推進していきたい、との当局説明が述べられ、委員より、保護というのは、ただ生計維持のための金品供与にとどまることなく、就労の機会を与えて自立更生していただくことも重要である。また昨今、年金担保問題などにより、高齢者が生活保護の申請を余儀なくされるケースもふえていると聞く。適正化を図るのであれば、高齢者の雇用機会の確保などを促進するため、本市独自に福祉部門だけでなく全庁的に対策をとっていくべきである、との意見に対し当局より、生活保護は、自立更生のための一過程であると考え、今後も適正化のために努力していきたい、との答弁を了とした次第であります。

次に、児童家庭課関係部分については、当局より、末広町にある別府市児童館に子育て支援センターを設置し、同時に、開館から七年たった児童館の補修を行うもので、

昨年、内竈保育所に開設した子育て支援センター「どれみ」が、予想を上回る利用状況となり、その需要を満たすために南部地区にも開設する運びとなった。児童館との併設は県下にも例がなく、それぞれの施設が持つ特色を有効活用していきたい、との説明がなされました。

これを受け委員より、今回は有意義な予算計上であるが、児童館や支援センターだけではなく、児童公園の利用など、地域一体となった総合的な子育て環境の向上を推進してもらいたい。また、支援センターの人員配置、今後の開設計画等をただす意見などが述べられたところであります。

続いて、保健医療課関係部分であります。当局より、老人保健医療に要する経費の追加額については、本年十月一日より健康保険法が改正されることに伴い、老人医療の外来通院での負担割合の変更や、老人医療適用年齢の段階的引き上げなどにより発生する事務処理に伴う経費であり、具体的には臨時職員の雇用、PRのためのパンフレット作成費、新たな老人医療受給者証の作成及び郵送費用、また高額医療支給申請を行う高齢者の利便を考え、返信用の封筒を同封するための郵送費用などである旨の説明が述べられ、これに対し委員より、国の法律が改正されて事務がふえるのであれば、すべて一般財源から充てるのではなく、国からの補助などはないのか、との質問に対し、国からの補助については、まだ未確定な部分が多く、正式な通達がなされた後に対処いたしたい、との答弁を了とした次第であります。

続いて、環境安全課関係であります。当局より、快適環境推進に要する経費の追加額については、平成十一年度に環境省の実施する「かおり風景百選」に、別府八湯が「湯けむりのかおり」として選定されており、これを受けて環境省からの十割の国庫補助を受け、「別府八湯湯けむりのかおり」の現地調査等を行い、その有用性を評価・検討し、その結果をポイントマップにまとめ啓発を図ることや、体験型のイベントを開催し、来年度予定されている「かおり風景全国大会」の準備を行うものである、との説明を受け、委員より、別府市は、これまで多くのモデル事業を行ってきたが、その中にうまく実を結ばずに消えていったものも多数ある。この事業が、そのようなことにならないように、また今後これをどのように発展させていくかを熟慮し実施してほしい。また、「快適環境推進事業」であるからには、別府市内の各所に見られる放置車両、ごみの問題を、行政官庁の縦割り主義にとらわれることなく解決する姿勢を強く求める。市として、観光客や住民のための快適環境改善について本腰を入れて対処していただきたい、と厳しい要望がなされました。

以上の審議を踏まえ、最終的に議第六十二号を採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十三号別府市国民健康保険事業特別会計補正予算については、保健指導事業に要する経費を計上しているが、これは重複多受診者を保健師が訪問指導するための経費であり、医療費適正化のための施策である、との説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議第六十五号別府市国民年金印紙購入基金条例の廃止については、国民年金保険料収納事務の国への移管に伴い、本条例を廃止しようとするものである、との説明を妥当と認め、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

また、議第六十七号別府市国民健康保険税条例一部改正についても、地方税法の一部が改正され、所得割算定の際の各種特別控除等が変更になることに伴う改正であるとの説明が述べられました。これに対し委員より、国民健康保険税の特別控除等の改正により、別府市ではどのような人々にどれくらいの影響が出るのか、また、別府市の国民健康保険医療費の現状などの質問がなされましたが、当局より適切妥当な答弁を得て、これを了とし、採決の結果、議第六十七号は、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十六号別府市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正についても、前出の健康保険法の一部改正で、高額療養費算定基準額が引き上げられたために、乳幼児医療の助成限度額を改定するものである、との説明がなされ、採決の結果、議第六十六号については、賛成多数にて可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第六十八号別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、法律の題名が改められたことに伴う条例の改正である、との清掃課の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果についての報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・堀本博行君登壇）

○建設水道委員会委員長（堀本博行君） 建設水道委員会は、去る九月十一日の本会議において付託を受けました議第六十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分外三件について、九月十八日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

最初に、議第六十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分であります。

まず土木課関係部分であります。当局より、災害復旧に要する経費については、

去る五月十五日から十六日の梅雨前線による豪雨により、東山地区の朝見枝郷一合棚後畑線でのり面が災害に遭ったもので、延長三十三メートルを復旧するものである、との説明がなされました。

次に、公園緑地課関係部分であります、当局より、植栽管理に要する経費の追加額については、平成十五年度に開催される第二十回全国都市緑化大分フェアの関連事業として観光客誘致を別府市独自で行い、別府公園等を花で飾る植栽工事及び駅前通り会、自治会等に苗等を配布し、維持管理に御協力をいただき、イベントを盛り上げるための予算である、との説明がなされた次第であります。

また、海門寺公園整備に要する経費につきましては、国庫補助により二カ年で全面リニューアルの予定であります、今年度はトイレの全面改修を考えている、との説明がなされ、これに対し委員より、整備にかかる基本設計についての質疑がなされ、当局より、基本的なたたき台となる案の完成後、地元の意見を取り入れ修正するものであり、コンセプトとしては、お寺、温泉等にマッチした公園にし、トイレについても同様の形態を考えている、との答弁がなされました。

また委員より、お寺、クスノキ、温泉等を包含した基本設計完成後、地域住民の了解を得た後に工事を施工するよう要望する意見、さらに、別府の中心にある公園であり、使用される方が多いので、障害者や観光客の方々にも十分配慮し、バリアフリー、表示板の設置についても要望がなされたところであります、議第六十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分につきましては、採決の結果、今回の補正内容を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議第六十四号平成十四年度別府市水道事業会計補正予算（第一号）についてであります、審査に先立ち水道企業管理者より、無資格業者を見積合せに参加させたことに対し、このような事態を引き起こした責任を重く受けとめ、企業管理者自身はもとより、関係職員を厳しく処するとともに、局内のチェック体制を強化し、契約事務規程を全面的に見直し、二度とこのような間違いが起こらないように取り組んでまいりたい、との陳謝がなされた次第であります。

引き続き審査に入り、今回の補正内容は、緊急地域雇用創出特別基金事業の実施に伴う予算計上であり、本年度は、水道料金口座振替促進事業を委託により実施しようとするものである、との説明がなされました。

これに対し委員より、口座振替を推進することにより人件費を削減する等、望ましいことではあるが、近い将来、銀行においては公共料金の振込手数料の徴収が予測されるため、市民に大きな負担がかからぬよう、その対策を検討しておく必要がある、

との意見が述べられたところでありますが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議第七十号平成十三年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成十三年度別府市水道事業剰余金の処分についてであります。当局より、主要事業として一般建設改良事業については、国道十号線電線埋設共同溝工事に伴う配水管布設替え工事等を実施、起債事業については、市内二十六カ所において四千七十八メートルの配水管の新規布設及び布設替工事等を実施、また剰余金の処分につきましては、減価積立金及び建設改良積立金に処分するものである、との説明がなされましたが、説明に対し委員より、八大事業の一つである配水管配備については、過去、平成九年度から十二年度までの四年間で、当初十九億二千万円を見込んでいたが、執行率六六％、総延長一万九千七百六十メートルの十二億七千二百万円であるため、事業計画に無理があったのでは、との意見がなされ、当局より、他の事業との兼ね合いもあり事業実施がおくれましたが、今後も年間約五千メートルの整備を実施してまいりたい、との答弁がなされ、議第七十号平成十三年度別府市水道事業決算の認定及び平成十三年度別府市水道事業剰余金の処分については、一部の委員の反対の意思表示がなされましたが、最終的には賛成者多数で原案のとおり認定及び可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第七十五号市道路線の廃止については、道路法第十条第三項の規定に基づき、市道路線を廃止しようとするものである、との説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案四件に対する審査結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・池田康雄君登壇）

○総務文教委員会委員長（池田康雄君） 総務文教委員会は、去る九月十一日の本会議において付託を受けました議第六十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分外五件について、九月十八日に委員会を開会し慎重に審議を行いましたので、その概要並びに結果についての報告を申し上げます。

初めに、議第七十四号市長専決処分についてであります。

これは、地方税法の一部を改正する法律が、閣議決定後、可決・成立され、平成十四年八月一日に公布、施行されたことに伴い、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、別府市税条例の一部改正を市長において専決処分したものであり、同条第

三項の規定に基づき議会に報告し承認を求めるものである、との説明を了とし、全員異議なく承認されたところであります。

次に、議第七十一号工事請負契約の締結について、新しい南小学校の管理施設、教室、幼稚園関係、給食関係を含めた校舎棟にかかる本体部分の契約であり、八月十九日に入札を行い、和田・平野建設工事共同企業体が七億一千八百二十万円で落札したものであります。

内容については、工期は、平成十六年二月二十七日までとなっており、工事の概要は、鉄筋コンクリート三階建て、延べ床面積五千六百四十八平方メートルであり、普通教室が十二、特殊教室二教室、特別教室九教室、そのほか職員室などの管理部分、幼稚園、給食調理室、地域開放施設などを建設するものであるとの当局説明に対し、委員より、空調施設の関係で、文部科学省が進めているエアコンの対策はなされているのか、との質疑に対し、現在のところ補助要綱が届いておらず詳しいことは判明していないのが現状であるが、報道等によると、夜間電力を利用した蓄熱式ということになっており、これは夜間電力で氷をつくり、それをためて昼間に冷房に使うというシステムである。この方法を採用すると、設置場所をどこに確保するのか、また、これまでと比較して配管の口径が大きくなると思われるところから、構造的な問題、技術的な問題等について、建設部や設計事務所と協議を行いたい、との答弁がなされたところであります。

また、別の委員から、プールについて塗装の材質、設置されるろ過器の選定を適切に行うことにより、将来的に大きな経費の削減につながる、との要望がなされたところでありますが、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

次に、議第六十九号別府市火災予防条例の一部改正について、当局より、これは消防法の一部を改正する法律等により、消防法第四条第二項の立入検査及び質問の時間的制限、場所、施設が削除され、また、ふろがま、温風暖房機、ボイラー等の対象火気設備の位置、構造、管理、取り扱いの基準が改正され、罰則規定が二十万円から三十万円に引き上げられたことに伴い、条例改正を行おうとするものである、との説明がなされ、これを了として全員異議なく可決されました。

次に、議第七十二号動産の取得について。これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第三条の規定により議会の議決を求めるもので、取得動産は、消防緊急通信指令施設であり、指令施設、地図検索装置、自動出動指令装置、指令伝達装置、無線統制台等から構成され、一一九番の受付から処理までコンピューター化された施設であり、契約金額は一億五千二百二十万円で、契約の相手方は、日本電気株式会社大分支店であるとの説明がなされ、この説明が適切であるとのこと

で、全員異議なく可決されました。

次に、議第七十三号動産の取得について、取得動産は発信地表示装置で、一一九番通報を行った者が住所を言えない場合、わからない場合等に、発信地表示要求ボタンを押すことにより、瞬時にN T T交換機から発信地表示センターのデータベースを検索し、発信場所、名前を表示するものであり、西日本電信電話株式会社大分支店と二千百一万五千七百五十円にて契約を行おうとするものである旨の当局説明を了とし、全員異議なく可決されたところであります。

最後に、議第六十二号別府市一般会計補正予算（第二号）国際交流課関係部分についてであります。

別府市海外交流協会負担金一千五百万について、このうち五百万円が経常的な経費の市負担で、一千万円が日中国交正常化三十周年記念事業として、「市民の翼」事業に対する市負担金であり、参加者負担金一人十一万円の百五十人分一千六百五十万円と合わせ、二千六百五十万円の事業となる。この支出の内訳は、職員等随行旅費として九十万円、現地での記念品ほか消耗品費として三十五万円、エージェントへの委託料として一人十五万五千円の百五十人分二千三百二十五万円、北京での情報発信等宣伝費用として二百万円である、との当局説明がなされたところであります。

これに対し委員より、「市民の翼」の参加者募集については、九月号の市報に掲載済みであり、すでに募集も終了している。この事業が、日中国交正常化三十周年記念事業として行われるということであるが、あらかじめことしが三十周年に当たるということはわかっていたはずであり、突然、思いつきであるかのように補正予算で実施するというのはいかがなものか。また、仮に議会の議決を得られずに予算案が否決される事態になった場合どのように対処するつもりであるのか。市報に掲載しても、実際の募集作業にかからずに時期を待つべきではなかったか、との質疑に対し、当局より、議会の議決を前提に作業を進めた。また時期については、当初十月または十一月に「市民の翼」事業を実施する考えであったが、十一月になると、中国が大変寒さの厳しい時期に入るため、市民の皆様によりよい時期に旅行していただきたく十月と決定したために、議会に対する説明がおくれる事態となったことに対し遺憾であった旨の発言がなされたところであります。

また別の委員から、エージェントをJ T B一社との随意契約としたことに対し、ほかの業者では対応できないということであるのか、サービスや料金の面で何社かの業者を競争させるのが適切な方法ではないのか、との質問がなされ、当局より、今回は高齢者が多く参加していただくことが予想され、いろいろな事態が起こった場合、直ちに対応が可能なJ T Bをお願いしたところでありますが、今後は、海外交流協会に

対し、ただいまの皆様の御意見・御指摘を伝え、業者選定に当たっては十分考慮するよう指導してまいりたい、との当局答弁がなされました。

また、海外交流協会のあり方について、団体等負担金百万円の内訳が、商工会議所五十万円、観光協会三十万円、別府市旅館ホテル組合連合会二十万円となっていることに對し、ほかの団体には負担金はないのか、それぞれの事情に応じて負担金をお願いするべきではないのか、との要望がなされました。

また、すでに実在する国際交流推進協議会の役員には、会長に別府市長、監査に市長公室長、事務局長に国際交流課長のわずか三名のみが役についているだけである。しかるに、この海外交流協会には、市長を初め両助役、収入役、事務局の担当者を含めると十二名もの市関係者が名簿に登載されている。この二つの組織を比較した場合、規模や行っている事業等を勘案しても、これは不自然であり、異常なことと言わざるを得ない、との苦言が呈されたところであります。

また、別府市海外交流協会役員は、「市民の翼」に何名参加するのか、また、その参加旅費の負担はどうなっているのか、との質疑に對し、役員の方々には、別コースとして国家体育局や中日対外友好協会等に公式訪問をしていただく関係で、全額海外交流協会の負担で参加していただく、との当局答弁がなされました。しかし、この対応はいかがなものか、「市民の翼」に一般参加する方々は、このことを承知しているのか、と強い不満と指摘があり、最終的に議第六十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第二号）国際交流課関係部分については、今回の海外交流協会負担金一千五百万円の支出については賛成するものの、一部の海外交流協会役員への予算執行のあり方が、一般公募市民参加者との格差を生じさせていることには疑義があり、派遣する全員を公平に扱うよう附帯決議を付し、採決の結果、一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、賛成者多数で可決された次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会副委員長・野田紀子君登壇）

○観光経済委員会副委員長（野田紀子君） 委員長にかわりまして、副委員長の私より御報告をさせていただきます。

観光経済委員会は、去る九月十一日の本会議において付託を受けました議第六十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分につきまして、九月十八日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告

申し上げます。

観光課関係部分についてであります。

当局より、観光案内板実態調査委託事業は、全額国からの緊急地域雇用創出特別基金事業費補助金を受けて行うもので、現在の極めて厳しい雇用情勢の中で、緊急かつ臨時的な雇用の創出を図るとともに、市内の主要な観光地の案内用に設置している看板及び標識等の設置箇所・管理者・内容等の情報が完全に把握できていないところから、今回の実態調査によりデータをデジタル処理し、観光客のさまざまなニーズに対応できる機能的な観光地づくりを目指した今後の案内板等整備事業の基礎とするものであります。

また、別府八湯温泉泊覧会は、ことしで第三回を迎え、別府八湯の二十一世紀的な魅力を引き出すために、温泉・健康・食・ウォーキングの四つの柱を基本構想にした独創性あふれる企画で実施され、各方面より注目を浴びているイベントであり、円滑な開催に向けて支援するために、大分県三百万円、別府市三百万円の補助を使用とするものである、との説明がなされました。

委員より、今回どのような方法で雇用に結びつけるのか、との質疑がなされ、当局より、地図に精通している業者を選び、ハローワーク別府において六名程度の人材を確保するように条件をつけての入札を検討している、との説明がなされました。

委員より、実態調査後の活用についての質問に対し、当局より、実態調査終了の後は、国・県及び関係各課と協議・調整しながら調査結果を活かしたい、との答弁がなされました。

委員より、先々看板や標識を設置または取りかえる場合などのときは、景観や美観を損なわないよう配慮するとともに、別府の地理が不案内な人の立場に立って整備するよう要望がなされた次第であります。

以上のような経過を踏まえ、議第六十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第二号）観光課関係部分については、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（首藤 正君） 観光振興及び企業誘致・大学対策特別委員会委員長。

（観光振興及び企業誘致・大学対策特別委員会副委員長・岩男三男君登壇）

○観光振興及び企業誘致・大学対策特別委員会副委員長（岩男三男君） 委員長にかわりまして、副委員長の私より報告させていただきます。

観光振興及び企業誘致・大学対策特別委員会は、去る九月十九日の本会議において付託を受けました議第六十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分につきまして、九月十六日に委員会を開会し慎重に審議を行いましたので、その審査の経過と結果について御報告いたします。

企画調整課関係部分についてであります。学校法人溝部学園別府女子短期大学の介護福祉学科新設に伴う実習棟建設が行われ、この事業が、別府市私立大学・短期大学施設整備費補助金交付要綱の条件を満たしていることから、施設整備費として補助金の要望がなされたことに対し予算措置を行うものであり、補助内容としては、補助要綱により算出した建設総事業費の十分の一、二千三十七万六千円を計上したところであります。今回の介護福祉学科新設に伴う当該学園の規模は、一学年四十名、二学年八十名の定員増となる見込みと聞き及んでいます。

なお、大分県においても本九月定例議会において、同様の補助制度により、学校法人溝部学園別府女子短期大学に対して四千万円余りの補正予算を計上している旨の当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けた議案の審査とその経過を報告いたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長・内田有彦君登壇）

○決算特別委員会委員長（内田有彦君） 去る九月十七日の本会議において設置をされました、決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第七十六号平成十三年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十三年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

十七日の本会議終了後、委員会を開会し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、不肖私が委員長に、江藤勝彦君が副委員長に選任されましたので、よろしくお願い申し上げます。

引き続き議案の審査に入り、審査の方法並びに日程等について協議をいたしましたが、本件については、その内容が広範多岐にわたるため、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全会一致をもって、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定をした次第であります。

以上、当決算特別委員会における審査の結果と経過について御報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、各常任委員会及び関係特別委員会委員長の報告は終

りました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

(一番・猿渡久子君登壇)

○一番(猿渡久子君) 日本共産党市議団を代表して、反対討論を行います。

議第六十六号、第六十七号及び第七十号に反対です。

まず、第六十六号別府市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正についてです。別府市は、乳幼児医療費の無料化を実施しているため、市民に直接の影響はありませんが、最高限度額を引き上げることは反対です。

次に、第六十七号別府市国民健康保険税条例の一部改正についてです。

国民健康保険税の算定にかかる所得控除の見直しによる改定ですが、公的年金受給者は特別控除十七万円を廃止、これにより別府市では約四千三百人の方に影響があり、影響額は一人当たり年間最高で一万七千円の負担増になります。また給与所得者は、二万円の特別控除が廃止され、これにより約九千三百人の人が該当する見込みで、影響額は一人当たり年間最高二千円の負担増となります。これは、高齢者、給与所得者への新たな負担増を求めるもので、賛成できません。

しかし、事業専従者給与等を控除、必要経費に算入する改正は、別府市の場合、該当者は約五百件で、負担が安く済みます。これは長年の中小業者の運動が実ったもので、高く評価できるものです。また、長期譲渡所得等の特別控除が適用されることにより、該当者は約二百人で、これも負担が軽くなります。これも市民にとって喜ばしいことです。

この条例は、プラス面とマイナス面が抱き合わせになったものであり、それぞれを正確に評価した上で、不況の中、負担が増すことでの影響を重視し、反対いたします。

次に、議第七十号平成十三年度別府市水道事業会計決算の認定と水道事業剰余金の処分についてであります。

平成九年度の約四〇%もの水道料金の値上げは、不況の中、深刻な状況にある市民生活にさらに追い打ちをかけています。それは、十三年度に四千六百五件、一億三百二十万円余りの水道料金の滞納があり、滞納件数、額ともに前年度を大きく上回っていることにもよくあらわれています。市民の皆さんは、値上げ前の平成八年度に比べ毎年百万トンもの節水をしています。特に水をよく使う飲食関係やホテル・旅館、理美容などの商売をされている方にとっては値上げの影響が大きく、これだけどこも大変な中で、せめて公共料金ぐらい安くしてもらわんとやっていけぬ、という声が聞かれます。共同温泉の関係者からは、水道料金引き下げを求める声が上がっています。

別府の大切な財産である共同温泉が次々につぶれていき、閉店を余儀なくされる店が続出する中、早急にこの声にこたえる必要があります。

また、障害者の方の生活も深刻ですが、知的障害者、精神障害者の家庭には福祉減免が実施されておらず、不満の声が上がっています。障害者基本法にも矛盾する制度は、早急に改めなければなりません。

その一方で、水道会計は当期純利益が五億一千二百八十万、これに加え減価償却費約五億千三百万、合計で約十億二千五百八十万もの資金が生まれています。市民生活が逼迫する中で、このようなもうけ過ぎの状況にある水道会計に賛成するわけにはいきません。給水原価は、前年度より十円以上安くなり約百三十七円であるのに対し、給水単価は約百六十五円で、供給収益は約二十八円、つまり百三十七円でできる水を百六十五円で売り、二十八円余りもうけが出ている。全国平均では百五十九円で作る水を原価よりも安い百五十二円で提供し、類似団体では百六十二円で作る水を、やはり原価よりも安い百六十円で提供していることから考えても、余りにももうけ過ぎであると言わなければなりません。六十七億の八大事業のうち配水管整備事業十九億の予算に対し、四年間での実施は十二億七千二百万。私たち日本共産党市議団は、当初より水道管整備に重点を置くべきと主張してきました。莫大な計画を立て、八大事業のすべてを水道料金に転嫁し、約四〇%もの水道料金の値上げを市民に押しつけ、市民生活をますます追い詰めたことが間違いであったことは明白です。この値上げに賛成した議員の責任も、重大だと言わなければなりません。値上げの理由になった八大事業は十二年度で終了し、資金計画に余裕が出ています。今後、さらに水道管の整備を進めても、水道料金の値下げは可能であります。日本共産党市議団として水道料金の引き下げを早急に行うよう求めるものです。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（首藤 正君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第七十六号平成十三年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十三年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。本件については、委員長の報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決しました。

次に、議第六十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第二号）に対する各委員長の報告は、その一部に附帯決議を付し、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立全員であります。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第六十六号別府市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第六十七号別府市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第七十号平成十三年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成十三年度別府市水道事業剰余金の処分についてに対する委員長の報告は、これを認定及び可決すべきものとの報告であります。

まず、平成十三年度別府市水道事業剰余金の処分については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、平成十三年度別府市水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第六十三号平成十四年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）から、議第六十五号別府市国民年金印紙購入基金条例の廃止について及び議第六十八号別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について及び議第六十九号別府市火災予防条例の一部改正について並びに議第七十一号工事請負契約の締結についてから、議第七十三号動産の取得について及び議第七十五号市道路線の廃止についてまで、以上九件に対する各委員長報告は、いずれも原案可決であります。以上九件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上九件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第七十四号市長専決処分についてに対する委員長の報告は、これを承認すべきものとの報告であります。本件については、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については委員長報告のとおり承認することに決しました。

次に、日程第二により、報告第十一号平成十三年度別府市水道事業会計継続費精算報告書の報告についてから、報告第十五号別府市南部振興開発株式会社の経営状況説明書類の提出についてまで、以上五件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○助役（安倍一郎君） 御報告いたします。

報告第十一号は、鮎返ダム改良事業にかかる平成十三年度別府市水道事業会計継続費精算報告書、地方公営企業法施行令第十八条の二第二項の規定により、報告するものであります。

報告第十二号から報告第十五号までの四件は、本市が出資を行っております法人について、その経営状況を説明する書類を、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、提出するものであります。

まず、報告第十二号は、株式会社別府扇山ゴルフ場の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

平成十三年度の入場者数は、長引く不況等により、前年度と比較して約八％の減少となっております。このため、営業収支面では、経費の節減や薄暮プレーの導入など営業努力を行ってまいりましたが、昨年度に引き続き当期損失を生じております。平成十四年度は薄暮プレーを継続し、セルフデーを実施するなど、入場者数の確保を図

るとともに、業務の効率化による経費の削減に一層努めてまいりたいとの報告であります。

次に、報告第十三号は、別府開発ビル株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

駐車場事業において、効率のよい時間貸しの増加など経営の効率化を図り、前期と比較して一〇・五％増の五百八十三万円の経常利益を計上いたしました。今後とも経営の効率化を図り、増収増益に向け努力してまいりたいとの報告であります。

次に、報告第十四号は、財団法人別府市総合振興センターの経営状況を説明する書類の提出についてであります。

平成十三年度は、独自事業として五事業、別府市からの受託事業として十事業の計十五事業を実施いたしました。経費節減に向け事務事業の見直しを進めた結果、三期連続して計上利益を計上いたしました。今後とも増収増益のための創意工夫と経費の節減を図りながら、収支の均衡を図るべく、より一層の努力をしてまいりたいとの報告であります。

次に、報告第十五号は、別府市南部振興開発株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

平成十三年度においては、建物及び諸設備について必要な改修工事とメンテナンスを実施いたしました。入居率も前年度に引き続き一〇〇％を維持し、事業勘定と信託勘定の合併決算では、二千二百三十九万円の利益となっております。平成十四年度においても、施設の良い維持管理に努めるとともに、事業収支の健全化を図ってまいりたいとの報告であります。

以上、五件につきまして御報告いたします。

○議長（首藤 正君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告第十一号から報告第十五号まで、以上五件について質疑のある方は、発言を許します。

○十四番（佐藤博章君） ゴルフ場についてお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

新聞などで三セクが三分の一が赤字ということで、新聞によりますと、何か姫島のクルマエビの次に扇山のゴルフ場が掲載されていますけれども、赤字が出ているわけですが、今期が六千五百万、それから前期と合わせて現在八千五百万の赤字になっているわけですが、どのようにして今期は黒字に持っていくのか、そのところを教えていただきたいと思います。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

先ほど、助役の方から御報告いたしました、長引く不況による低料金の施行、それから施設の状態の悪さによりまして、今、経営状態がちょっと少し悪うございます。そういう中におきまして、私どもといたしまして、経営改善についてお尋ねを何度かいたしました。そういう中でセルフ化の移行、それから経費の節減等々を行うということでお聞きをいたしております。報告の中にも、今後の状況について説明がございました。そういうことでございますので、今後はさらなる経営改善をお願いしてまいりたい、そういうふうに考えております。

○十四番（佐藤博章君） 入場者が、三万七千を予定しているわけですが、十四年度の収支予算書を見ますと、百二十万の黒字が出るような予算書が出ているわけですが、今でも前期に比べると二千五百人の入場者が少なくなっている状況に、本当に黒字になるのかなと。ただ数字合わせの収支予算書をつくっているような感じがつくづくするわけですが、間違っていれば訂正をお願いしたいのですけれども、二十ゴルフ場が大分県内にあるわけですが、一番悪いゴルフ場は、何か日田のゴルフ場で、次か次ぐらいにいくのではないかなというぐらいに扇山のゴルフ場は、調べた範囲内で、聞いた範囲内では非常によくないというようなことを耳にしています。そういうことで、本当に百二十万の黒字が出るのかなと。今言うように、収支予算書を見ますと百二十万の黒字が出ているようになっているわけですが、そういう書いていることについて、百二十万本当に黒字が出るのか出ないのか、そのところを教えていただきたいと思います。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

先ほども御答弁させていただきましたが、経費の節減、それから先ほど申し上げましたセルフ化によりまして、今年度におきましては七百万円ほど歳出が落ちるというふうに聞いております。そういう中におきまして扇山といたしましては、経費の光熱費等々もろもろの固定費の節減を図るということを聞いております。そういう中で、また収入増につきましても、先ほど申しましたセルフ化、それから一人一人が一人でもふやそうという、社員一人一人が営業マンということで、皆さんが一人でもふやそうということでセールスに伺っているということをお聞きしております。そういうことで私どもは、今後もさらなる経営改善をお願いしてまいりたい、そういうふうに考えております。

○十四番（佐藤博章君） 改善して磁気電動カートが十月から入るというふうな、ここにパンフレットがこういうふうに来ているわけですが、もう三年か四年ぐらい遅いのですよね、本当言って。ほかのところは、ゴルフ場自体はもうできるところはやっているわけですが、非常にそれなりに一生懸命改善しているというところ

ろは見えるのですけれども、非常に危惧しているのは、これだけ不況が深刻化している中で、赤字がどんどんふえていくのではなからうかなというような危惧を、私自身は個人的にですけれどもしています。

それと、二十のゴルフ場が大分県内にあるわけですが、ベントグリーンが約十七ゴルフ場、それからコーライグリーンが三ゴルフ場という格好で、ベントグリーンのゴルフ場が大勢を占めている中で、コーライグリーンでプレーをしているゴルフ場自体は、もう時代におくれているし、ゴルフをする人から見ると、あそこはグリーンがどうだこうだというような話を聞きますし、それからキャディーさんの余りいい評判は聞かないように私たちの耳に入っているわけですが、その問題、その二点についてはどのように考えているか、教えてください。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃいました、ゴルフ場の二十場あるうちの方では悪い方だというふうには聞いております。そういう中でキャディーさんの評判等々につきまして、私どもといたしましては、ゴルフ場の方にお伝え申し上げ、経営の改善についてお願いしてまいりたい、そういうふうに考えております。

○市長（井上信幸君） 私は当ゴルフ場の会長ということでございますので、知る範囲をお答えいたしたいと思います。

かつて昭和三十七年にあれが開設いたしまして、自来四十年間が過ぎていますが、その間、ブームがありまして、大変いいときもありました。そのときに随分売り上げもあったようですが、どうなったかなというのが、私もまず疑問でございます。そして、ここ近年バブルが崩壊いたしまして、各ゴルフ場とも厳しい運営を余儀なくされております。そういう中で当ゴルフ場もよく皆さん頑張ってきましたし、また内部の機構改革それから人員の削減、それと、今、評判が悪いと言われましたけれども、キャディーの再教育等々、また窓口のカウンターの再教育等々を支配人ともどもにやっておりますし、専務ともどもやっております。こういうことで、最近になってもっともっと頑張ろうという姿が出ておりますので、ひとつこの推移を見守っていただければと思います。

また、新しいクラブを七年前、私が就任したときにすでにもう設計屋さんに発注し、設計料金も払っていたのです。ですから、どうしてもこれは継続してせざるを得なかったというこの経緯がございます。随分、経営努力も今頑張っておりますけれども、そういう一つの不況もさることながら、これまでに過去の積み重ねの中での営業努力が足らなかったな、この辺も反省しながら、今後ぜひとも皆さんの期待に沿うように全職員頑張っていっていただければなと、このように確信いたしますので、もう少々

推移を見守っていただきたい、このように思います。

○十四番（佐藤博章君） 一生懸命努力している姿は、前に比べたらそれなりに評価できるのではなかろうかなというように私自身も感じています。そうだけれども、ゴルフ場自体も、それから景気が悪くてそれ以上に不況になっているし、もうゴルフどころではないというような状況にだんだんなって行って……。だから八千五百万の赤字自体が今よりも少なくなればいいのですけれども、ふえるような状況にはどんなことがあっても持っていけないように経営努力をしてもらうようお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（首藤 正君） ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

以上五件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第三により、議員提出議案第十一号地方税源の充実確保に関する意見書から、議員提出議案第十五号奨学金制度の拡充を求める意見書まで、以上五件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第十一号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十八番・永井 正君登壇）

○十八番（永井 正君） 議員提出議案第十一号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方税源の充実確保に関する意見書

現在、地方公共団体は、積極的に行財政改革に取り組み、効率的な行政体質の構築に努めているが、その財政運営は、長引く景気の低迷による税収減や景気対策に伴う公債費負担の増加などにより危機的な状況にある。その一方で、少子・高齢化の進展に伴う地域福祉施策の推進、循環型社会の構築に向けた環境施策の推進、生活関連社会資本の整備、地域産業の振興対策など、地方公共団体は、多様化する住民の行政需要に取り組んでいく必要がある。このような状況において、真に地方分権に資するものであるという観点から、地方税源の充実確保を図っていくことが極めて重要である。

ついては、平成十五年度税制改正に向け、地方分権の一層の推進を図るため、地方税源の充実確保を図るとともに、特に下記事項について実現されるよう要望する。

記

一、固定資産税は、都市の基幹税目であることを十分に考慮し、平成十五年度の固定資産の評価替えに際しては、現行水準を堅持する等、その税収の安定的確保が図られるようにすること。

二、法人事業税へ外形標準課税を導入すること。

三、ゴルフ場利用税、事業所税、特別土地保有税及び不動産取得税は、地方公共団体の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年九月二十五日

別 府 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

殿

経 済 産 業 大 臣

文 部 科 学 大 臣

国 土 交 通 大 臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○四番（平野文活君） ただいま提案されました意見書に対する質疑を行います。

項目一の「十五年度の固定資産の評価替えに際しては、現行水準を堅持する等」と書いてありますが、この「現行水準を堅持する等」という意味は、どのような内容でございましょうか。

また、二項目目の、法人事業税への外形標準課税ということが要望されておりますが、これは、赤字企業にも課税しようというふうに新聞等で言われておりますが、そういう意味でございましょうか。

この二点について、まずお伺いをいたします。

○十八番（永井 正君） 私も専門家ではないものですから、若干わからない面がございますけれども、意見書で述べておるとおり、地方分権の一層の推進を図るために、この地方税源の充実確保に御協力を願いたいということでございます。確かに新聞報道等がございますけれども、真の地方分権を推進する観点からも、市民にとって、また身近なサービスを提供する地方公共団体の役割というものが、ますます高まっております。その財源の確保という意味でこの意見書を提出したわけでございます。御理解を願いたいと思います。

○四番（平野文活君） 地方分権の時代でありまして、しかし、地方に仕事はどんどんふやすが、財源は委譲しないという国の方策に問題があるわけで、この地方税源の

充実確保ということの意見を言うのであれば、そこのところをやはり問題にすべきではないかと思うのです。しかしながら、私が聞き及んだところによりますと、この項目一については、経済産業省や国土交通省などから固定資産税の評価替えに際して、負担調整率を現状よりもっと下げるべきではないかというような要望が出されていると聞いております。それが、その要望どおり実施されるならば、納税者の負担というのは、さらに軽くなるわけでありまして、これは納税者の利益に合致すると思うわけでありまして。

また、二項目目の法人事業税への外形標準課税というのは、赤字企業にも課税をするということになりまして、市内中小業者については大変大きな打撃になるのではないかと。ですから、そういう納税者の利益になることに対して反対をする、あるいは納税者に課税を、打撃になるようなことについて国に要望する、こういう意見書は、やはり納税者の立場から見れば大変困るということになるのではないかというふうに思ひまして、私どもは、それに対しては反対という意見を表明して、質疑を終わります。

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十一号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第十二号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十六番・富田公人君登壇）

○十六番（富田公人君） 議員提出議案第十二号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「有事関連三法案」に反対する意見書

第百五十四通常国会で、「武力攻撃事態法案」、「自衛隊法改正案」、「安全保障会議設置法改正案」の有事関連三法案は継続審議となったが、政府・与党は、秋の臨時国会での成立を目指している。これらの法律案は、日本に対する武力攻撃が発生し

たり、武力攻撃が予想される事態への対処を定めたもので、従来の日本の防衛政策を大きく転換するものである。これらの法案が成立すれば、武力攻撃の「おそれ」や、武力攻撃が「予測」されると判断されるだけで自衛隊が活動を始めることができる上、地方公共団体や指定公共機関には、国への協力が義務づけられる。さらに、首相の「指示」が実施されないときは、首相が直接に指示を実行させる代執行権を認めるなど、周辺事態法の規定以上に国の権限を肥大化させ、自衛隊の活動領域を大きく拡大するものである。物資の保管命令違反に対する罰則も定められるなど、憲法で保障されている国民の基本的人権や財産権を侵し、地方自治の本旨にもとるものであることは明らかである。

国民の安全と平和を守るためには、平和憲法に基づく普段からの努力こそが必要であり、武力に依存せずに「人間の安全保障」を機軸に据えた外交努力を重ね、近隣諸国との信頼関係を醸成することこそが、平和憲法の理念に則した最良の備えである。冷戦構造が崩壊した現在、日本が直接外国軍隊からの武力攻撃を受ける可能性は、ほとんどなくなっている。国民の権利と財産を奪い、地方分権の理念に反する有事法制の制定を急ぐ必要は全くない。私たちは、客観的な安全保障環境と平和憲法の理念を踏まえ、冷静に判断するならば、今、あえて地方自治体や国民に戦争協力を強制する法制度をつくる必要はないのである。

今の国の動向は、短兵急と言わざるを得ない。地方自治体や住民（国民）の納得・理解もなしに有事関連三法案の成立が強行されるようなことがあってはならない。内容的にも、手続き的にも重大な問題点を含む有事関連三法案の制定に対し強く反対するものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年九月二十五日

別 府 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

防 衛 庁 長 官

殿

日本の恒久平和はもとより、世界の平和を希求するために、ぜひ議員各位の皆さん方の御賛同を心からお願い申し上げます。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で 質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十二号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第十三号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十一番・高橋美智子君登壇）

○十一番（高橋美智子君） 議員提出議案第十三号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「個人情報保護法案」の撤回と出し直しを求める意見書

一九九九年の住民基本台帳法改正当時、個人情報保護の観点から住民基本台帳ネットワークシステムの実施に懸念が示されたことから、「個人情報保護のあり方について、総合的に検討した上で法整備を含めたシステムを速やかに整えていきたいと考えております」という小渕首相答弁を直接のきっかけとして、今回、個人情報保護法の法制化作業が開始されました。もちろん高度情報社会の進展、住民基本台帳の改正、警察を初め各種機関からの情報流出、漏えい事件等、個人情報保護の必要性が高まっており、包括的個人情報保護法を早く制定すべきことは論を待ちません。

ところが、二〇〇一年の通常国会に提案され、二〇〇二年の通常国会で実質審議に入った「個人情報の保護に関する法律案」は、個人情報の保護を求める国民の期待を逆手にとり、基本法制民間規制を複合するという複雑な法体系にした上で、本当に必要な分野には規制が甘く、私的自治にゆだねるべき分野に一律の規制が投網のようにかかるものとなってしまっています。大きな問題点としては、特に自己情報コントロール権が保障されていない、「基本原則」の適用によって表現の自由や言論の自由に対する公権力の介入につながる事が懸念される、大臣・官僚の裁量が多い主務大臣制をとっているなどの点が指摘されています。

政府案に対しては、日本弁護士連合会が反対の意見書を提出し、日本新聞協会、新

聞各社、放送関係者などメディア側からも、報道や文学など表現活動の萎縮につながりかねない、「知る権利」を損なうことになるなどとして、「基本原則」も含めた同法案の全面的な適用除外が強く求められています。また、消費者団体だけでなく、政府が設置した検討部会の委員からも修正意見が出されています。出版・雑誌関係者やフリージャーナリスト、作家らによる「共同アピールの会」も政府案の廃案を要求するとともに、独自の対案づくりを行っています。

小泉総理、福田官房長官、麻生自民党政調会長、冬柴公明党幹事長ら政府・与党首脳からも、修正に柔軟に応じる姿勢が示されて、政府・与党としても、みずから法案の根幹部分に問題があることが認められています。

したがって、政府は、直ちにさきの通常国会における法案を撤回し、根本的に内容を見直した上で、国民の不安や期待にこたえる本来の個人情報保護法案として出し直すべきであると考えます。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年九月二十五日

別 府 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

殿

内 閣 官 房 長 官

I T 担 当 大 臣

総 務 大 臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十三号については、原案のとおり決することに賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（首藤 正君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第十四号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（二十四番・原 克実君登壇）

○二十四番（原 克実君） 議員提出議案第十四号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

介護保険制度の改革を求める意見書

平成十二年度からスタートした介護保険制度は本年で三年目を迎えたが、介護サービス利用者の着実な増加が示すように、制度の着実な普及と発展が見られる反面、当初懸念されたような問題を初め想定外の諸問題などが浮き彫りになりつつある。

最近の介護保険に関する各種調査や、地方自治体及び民間介護保険事業者等の意見や要望等から明らかになりつつある問題点とは、以下のように要約されよう。

第一に、介護保険利用者の施設指向がより顕著になっており、多くの特別養護老人ホーム等の介護保険施設において、入所希望者・入所待機者が激増していること。

第二に、施設利用者の入所長期化が進み、結果として特養の「老人病院化」、老人保健施設の「特養化」等が進行し、各施設の役割の混在や機能の不明確化が進んでいる。

第三に、施設指向の激増の理由は、要介護者の増加、医療機関からの移動及び介護保険利用の権利意識の向上等々があるが、基本的には施設介護と在宅介護間のコストや負担の格差によるものと考えられる。

第四に、在宅サービスにおいてはショートステイ不足が目立ち、リハビリ体制の欠如と相まって何カ月前からの予約が必要であり、緊急入所が困難な状況にある。

第五に、農山村等の過疎地においては、施設や事業者の進出が難しく、「保険あってサービスなし」の地域も多い。

その他、さまざまな問題点があるが、地方自治体においては、施設整備や在宅サービスの充実が直ちに高齢者の保険料にはね返ることを懸念しており、次期介護保険事業計画策定に向けて慎重な検討を重ねられている。また、国に対し、低所得者対策や介護予防事業の強化・充実を望む声が多い。

よって、政府におかれては、次の介護保険制度改革を視野に入れ、以下の施策を確立することを図るべきである。

記

一、施設へのニーズが激増している以上、これに対応する必要がある、その質を確保しつつ、既存施設及び各種新型施設の整備を促進すること。そのため、きめ細かな助成を行うこと。

二、在宅介護の充実と家族介護の負担軽減を図る必要がある、そのため在宅介護報酬の改善や過疎地等への特別加算の引き上げ等を図るとともに、ショートステイ及びリハビリ体制の充実と、そのための人材養成を強力に進めること。

三、介護予防の充実を図るとともに、一部の訪問介護利用料が５％となっている軽減策（平成十六年度まで）を含め、利用料の一〇％一律負担から、所得に応じた段階的負担にするなど、低所得者の負担軽減の抜本策を講じること。そのための国の助成策を確立すること。

四、国庫負担分の二五％のうち調整費五％を別枠化し、全体として三〇％に拡大すること。

五、要介護認定の更新期間六カ月から一年に延長するなど、制度の効率化を推進すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年九月二十五日

別 府 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

殿

内 閣 総 理 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしく願ひいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十四号については、原案のとおり決することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第十五号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（二十三番・岩男三男君登壇）

○二十三番（岩男三男君） 提出議案第十五号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

奨学金制度の拡充を求める意見書

長引く不況によりリストラや給与カットなどにより、所得の喪失や大幅減少などを強いられている世帯が数多く発生している。そのため高校、大学の中退や大学等への進学の見断を余儀なくされるケースが、ここ数年、高水準で推移している。

日本育英会を中心とした我が国の公的奨学金制度は、年々充実し、平成十年度の貸与人数約四十九・九万人から、平成十四年度は七十九・七万人まで拡大している。平成十一年四月にスタートした大学、短大、専修学校（専門学校）等を対象にした新しい有利子奨学金「きぼう²¹プラン」の貸与人数枠も年々拡大し、旧制度だった平成十年度に比べ、平成十四年度は約四倍の三十九万二千人まで拡大、また保護者の失業や死亡、事故などによる家計急変があった場合に貸し付ける「緊急採用奨学金制度」（無利子）も年間約一万人の利用に備え、随時申し込みができるようになった。

しかしながら、政府の特殊法人等整理合理計画（平成十三年十二月閣議決定）により、特殊法人日本育成会の廃止決定により、我が国の公的奨学金制度が廃止または改悪されるのではないかという懸念もあるが、幸い、遠山文部科学大臣は、これを明確に否定し、新しい組織のもとでさらに公的奨学金制度を充実させると明言している。政府においては、大学生総数の約二倍規模の奨学金提供がある英国や、国と民間が多種多様な奨学金を手厚く提供している米国等に比較し、我が国は奨学金制度がまだまだおくられていることを認識し、一層の充実を図るべきである。また、物価高の日本で学ぶ留学生や就学生も急増しており、よき日本の理解者となる彼らに対する公的支援の充実も図っていく必要がある。

よって、政府においては、教育充実こそ最も優先すべき未来投資であることを認識し、以下の施策の早期実現を図るべきである。

記

- 一、大学、短大、専門学校生等への奨学金制度（特に無利子）を抜本拡充すること。
- 二、高校、専門学校、大学等への進学時の入学資金について、これを奨学金の対象と

する制度を創設すること。

三、海外留学希望者への奨学金の創設をすること。

四、留学生、就学生の学習奨励費の拡充に努めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成十四年九月二十五日

別 府 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

殿

内 閣 総 理 大 臣

文 部 科 学 大 臣

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十五号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第四により、議員派遣の件についてを議題といたします。

お手元に配付しておりますように、各議員から議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員から申し出のとおり、議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情により変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情により変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

ここで、去る九月九日、十九番三ヶ尻正友君から提出されました議事進行の動議について、同日、議会運営委員会を開きましたので、その取り扱いについて協議を行いました結果を御報告いたします。

本動議につきましては、御本人にかかわる問題もありましたので、その立場を表明することについては、正当なことであろうとの発言や、また、感情に先鋭化された中での言動であった旨の理解を求める発言もありましたが、本市議会におきましては、六月議会終了後、新議長が議長就任以来、議員各位が議会の正常化に向け信頼回復の話し合いを積み重ね、新秩序が構築されつつあるとの意見も出されました。

その結果、本動議の取り扱いを正副議長並びに議会運営委員会正副委員長に一任するということになりました。

そこで協議いたしました結果、本動議の取り扱いについては、同議員の御了解をいただき、議会運営等に対する提言ということで位置づけたいという結論になりました。

そこで、参集しておられます議員各位は、市民より負託を受けた者であり、おのが市民の立場に立った市政を目指していることは言うまでもありませんし、私ども議員といたしましての言動は重く、その責任を負うことは当然であります。したがって、本動議の趣旨を議員おのが、意見は意見として主張しながら、これをお互いに尊重し合い、市民のために円滑な議論を行うよう、議会運営等に努めていくべきだという貴重な提言と受けとめ、私ども正副議長並びに議会運営委員会正副委員長もこのことを常に念頭に置き、議員各位の御賛同を得ながら、さらに円滑なる議会運営に総力を傾注して、市民に信頼される議会、市民に開かれた議会となるよう全力投球してまいりたいと思いますので、何とぞ今後とも一層の御協力をお願いする次第であります。

以上で、議事のすべてを終了いたしました。

お諮りいたします。

以上で第三回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、第三回市議会定例会を閉会いたします。

午前十一時四十五分 閉会